

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の状況

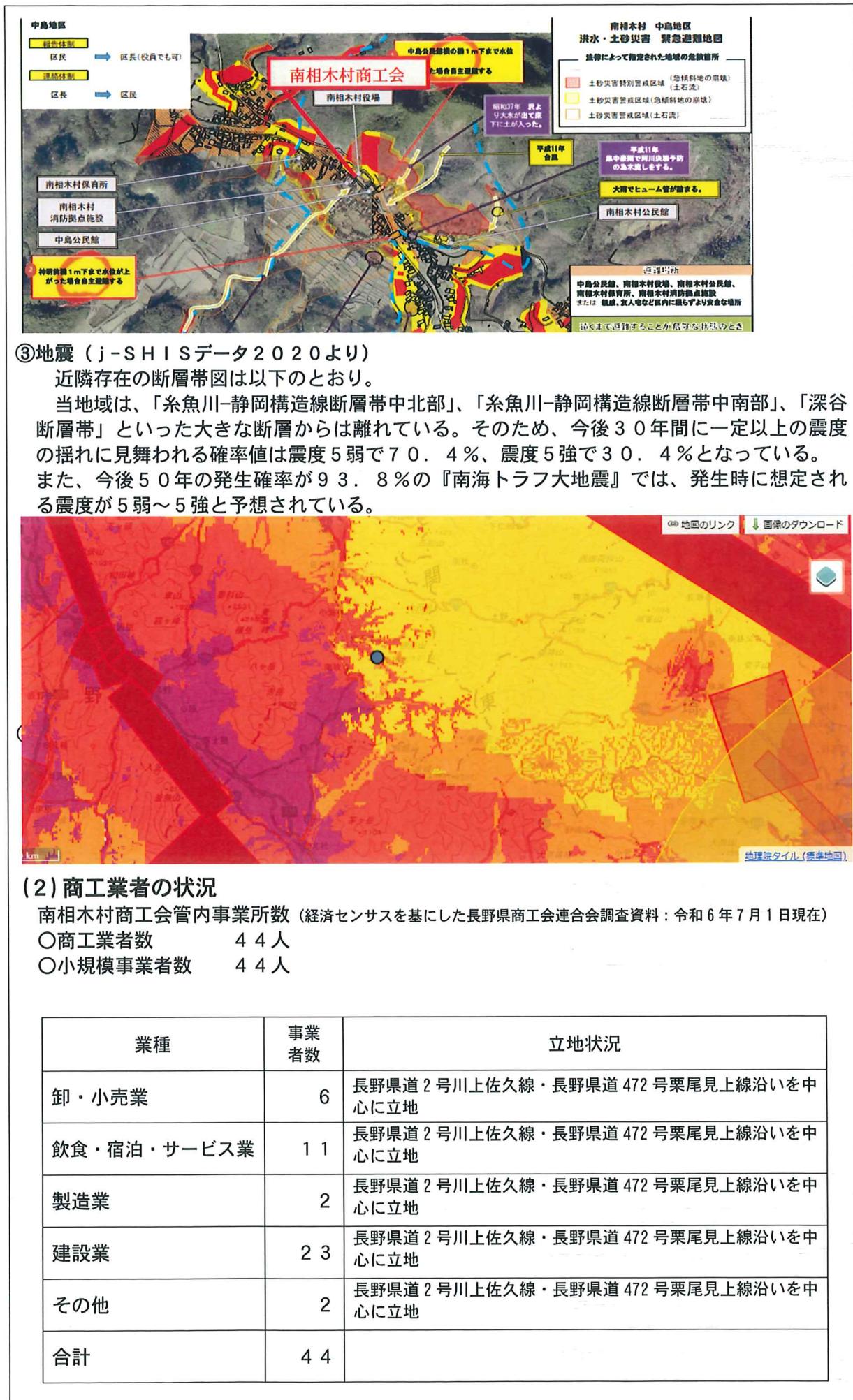


南相木村は長野県の東南端に位置し、東西20km、南北5kmの細長い地形で、面積は66.025km²の山間地域である。千曲川の支流である南相木川が谷間を縫うように東から北西へ流れしており、東は群馬県多野郡上野村、西は小海町、北は北相木村に連なり、南は川上村・南牧村に隣接している。面積の約7.5割を占める山林の傾斜地や谷部では、98箇所が土砂災害警戒区域に指定され、その一部が集落と重なっている。

村の北側には御座山があり、南は天狗山から馬越峠を越えて三国山へと続く。村の中央に位置する峰雄山の南に三川、北は栗生川が流れ、中島で合流して南相木川となり千曲川へと注がれる。気候は内陸性高冷地気候で、年間平均気温は9℃と夏季も冷涼で気温格差が大きいのが特徴。降水量も年間1,000から1,200mmと少なく冬季の降雪量も少量。冬は北西の風が強く、厳しい寒さが続く。

②洪水・土砂災害（南相木村ハザードマップ予測）

想定被害	
大雨・洪水	<p>南相木村商工会は南相木村役場と隣接し、すぐ裏手には南相木川が流れる。会館から約150m上流には栗生川との合流地点があり、大雨の際に増水する危険性が非常に高い。この増水を想定して南相木川沿いにある住宅・施設は1m～最大で5m程の浸水が想定されている。令和元年東日本台風では、隣接する北相木村での48時間雨量が観測史上最多の411.5ミリを記録するなど、本来雨量の少ない地域にもかかわらず想像をはるかに超えた雨量となったことで、南相木村でも河川の氾濫、土砂崩落等、住家被害や道路寸断など甚大な被害を受けた。</p>
土石流	<p>商工会館裏側を流れる南相木川の対岸は、急傾斜地の崩落、土石流などの「土砂災害特別警戒区域」に指定されており、南相木川の氾濫とあわせ危険性が高い。令和元年東日本台風では、小規模な土砂崩れは栗生川上流に行くほどあちこちで発生、道路寸断へと繋がり大きな被害となった。</p>



(3) これまでの取組

ア 南相木村の取組

①南相木村国土強靭化地域計画の策定

国土強靭化基本法並びに長野県強靭化計画のもと、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靭な地域」をつくるため、南相木村の強靭化に関する指針「南相木村国土強靭化地域計画」を令和3年10月に策定。

②南相木村ハザードマップ

河川氾濫、土砂災害等を想定したハザードマップを村内地区ごとに策定。浸水想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、地域別の指定避難所を掲載とあわせ、災害の基礎知識や備蓄品の準備リストなど非常に丁寧に策定されている。マップについては村ホームページから誰でも閲覧可能となっている。

③防災訓練

大規模災害の発生を想定し、関係機関等との防災対策相互協力、連携体制確立等の検証を行いながら、過去の災害状況等を踏まえた防災訓練を行っている。

④災害時応援協定

大規模災害が発生した時に備え電気・通信・放送・救援・情報収集・物資調達・給水・応急措置・要援護者支援・医療救護等の各分野別に関係機関、民間企業、近隣市町村等と応援協定を締結している。

イ 南相木村商工会の取組

① B C P・事業継続力強化計画 に関する国・県の施策周知

事業所が策定・取組むべき防災計画や準備について、会報等を活用して普及啓発している。

②事業継続力強化計画策定個社支援の実施

小規模事業者等にとってB C P策定は負担が大きいため、まずは、事業継続力強化計画策定を中心に専門家とともに個社支援を展開している。

③小規模事業者等の損害保険加入促進

損害保険会社と連携し、事業活動における様々なリスクに対応する「ビジネス総合保険」の加入勧奨を展開している。

④災害時における小規模事業者等への支援

令和元年東日本台風によって被害を受けた事業者に対して、「長野県グループ補助金」や「小規模事業者持続化補助金19号型」を活用することで、早期復旧の一役を担った。

⑤南相木村商工会危機管理マニュアル（B C P）の策定

地震、洪水、土砂災害等の自然災害に危機発生時の対応に加え、感染症に備えた危機管理にも対応したマニュアルを策定した。

2 課題

現状、危機管理マニュアルを策定したが、定期的な訓練と実施後の検証がなされていない。平時・緊急時での対応ノウハウや保険・共済に関する助言など、職員の能力向上と組織内の情報共有が急務である。また、令和元年東日本台風による被害が甚大であったこと、コロナウイルス感染症による影響が予想以上であったにも拘らず、事業者のB C P策定に対する認識が低いことも課題である。

①管内小規模事業者等のB C P策定が進まない

自然災害（感染症含む）においてB C Pよりも取組みやすい「事業継続力強化計画」に関する案内を会報やチラシによって周知しているが、防災意識や計画策定の必要性、認知度は依然低い。

②自治体との連携体制強化

事業者向けの災害対策について、発災時から復興支援開始までの具体的な体制整備が南木相木村と連携が図れていない。

③関係機関等との連携強化

職員の事業者向けB C P策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携強化が必要である。

3 目 標

- ①BCP等策定支援の推進強化
広報活動を継続・強化し、管内小規模事業者に対してリスク対策の重要性を認識させる。
加えて、BCPや事業継続力強化計画策定の個社支援を継続する。
- ②報告ルートの構築
発災時における連絡を円滑に行うため、南相木村と被害情報等連絡ルートを構築する。
- ③職員のスキルアップと情報共有
BCP策定等の知識をセミナー等によって向上させ、発災後速やかな復興支援が行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④感染症対策強化（新型コロナウイルス感染症を含む）
 - ・新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）のリスクを認識させる。
 - ・新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響を軽減するための国・県等の施策・対策等を周知する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年1月1日～令和11年3月31日)

5 事業継続力強化支援計画の内容

当商工会と南相木村の役割分担、支援体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1)事前の対策

多発する自然災害などの経営リスクから管内事業所を守り事業継続を支援するために、南相木村と当商工会が本計画を策定・把握並びに共有し、発災時に混乱なく応急対策、復旧支援等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回指導時やセミナー等で、南相木村ハザードマップを用いながら立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者向けBCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 小規模事業者に対し、事業者向けBCP（同時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性の高い取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- 国や県、南相木村が作成したパンフレット等を用いて新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）のリスクを認識させる。
- 国や県、南相木村が策定した制度内容を伝え、新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響（主に売上減少）を軽減するための対策をアドバイスする。

イ 商工会事業継続計画の作成

- 令和5年10月「南相木村商工会危機管理マニュアル」を策定。

ウ 関係団体等との連携

- 損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、管内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用しBCP策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- 長野県「信州防災アプリ」の普及推進。

エ フォローアップ

- BCP等の取組状況を確認する。
- 南相木村と当会はBCP等の策定状況確認や改善点等を協議する会議を定期的に開催する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（令和元年東日本台風・震度5強の地震と同規模）が発生したと仮定し、南相木村との連絡ルートの確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2)発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（建物被害や道路状況等）を南相木村と共有する。
- 感染症において、県内で感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、南相木村に対策本部を設置し連携して感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- 南相木村と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・豪雨において、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤を見送り職員自身が安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大規模被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

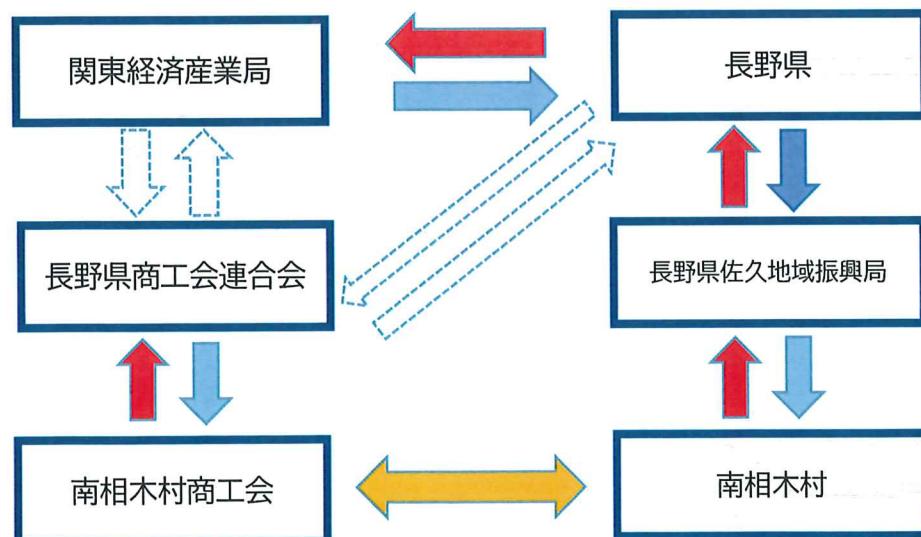
※連絡が取れない区域については、大規模被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、南相木村と当会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・2次被害防止のため、会長の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・南相木村と当会で共有した災害情報を長野県佐久地域振興局商工観光課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、南相木村と当会が共有した情報を長野県佐久地域振興局商工観光課へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、南相木村と相談する（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・長野県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長野県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年10月現在)	
1 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)	
<pre>graph TD; A[Nanashimamura Keidanren Chairman] --- B[Nanashimamura Keidanren Legal Business Guidance Staff]; B --- C[Nanashimamura]; C --- B</pre>	
2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 中島 寿男（連絡先は後述3-(3)を参照）	
(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
(1) 商工会／商工会議所 南相木村商工会 〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村中島3525-1 TEL 0267-78-2956 FAX 0267-78-2265 E-mail mi-aiki@ytg.janis.or.jp	
(2) 関係市町村 南相木村役場 総務課 防災担当 〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村3525-1 TEL 0267-78-2121 FAX 0267-78-2139	
(3) 法定経営指導員所属商工会 南相木村商工会 〒384-1211 長野県南佐久郡南相木村中島3525-1 TEL 0267-78-2956 FAX 0267-78-2265 E-mail mi-aiki@ytg.janis.or.jp	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額						(単位 千円)
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
必要な資金の額	100	150	150	150	150	
専門家派遣費	0	0	0	0	0	
セミナー開催費	0	50	50	50	50	
パンフ等作成費	40	40	40	40	40	
郵送代	10	10	10	10	10	
防災・感染対策費	50	50	50	50	50	

2 調達方法
<input type="radio"/> 会費収入
<input type="radio"/> 長野県補助金
<input type="radio"/> 南相木村補助金
<input type="radio"/> 事業収入等